

# ウシオ グリーン調達基準

## 第11版

2024年2月26日改訂

### グリーン調達基準の構成

1. グリーン調達の目的
2. 適用範囲
3. グリーン調達の概要
4. グリーン調達基準の実施要領
5. 付則

#### 【 付 表 】

- 1 : 「品質・環境(含有化学物質)管理体制統合監査チェックシート」
- 2 : 「レベル1 使用禁止物質報告書」
- 3 : 「RoHS10物質報告書」
- 4 : 「SVHC調査報告書」 (REACH規則 高懸念物質)
- 5 : 「ウシオ グリーン調達基準確認書」

#### 【 別 冊 】

- 1 : 「化学物質管理レベル分類表」

## はじめに

ウシオ電機は、環境と調和した持続可能な社会の実現に向けて、法令を遵守し環境保全と限りある資源の有効活用に取り組んでいます。

このため2003年12月に播磨事業所版グリーン調達基準を制定し、その後2006年12月に全社版として第1版を制定し、改版を重ねてまいりました。

この基準により国内及び海外法規制に対応し、製品含有化学物質の管理を行います。

弊社は、「グリーン調達」を積極的に推進して参りますが、これには弊社のみならずお取引先様各位のご協力を得た総合的な取り組みが必要となります。皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(参照法令)

※EU RoHS指令:

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32011L0065&from=EN>

※EU RoHS指令:制限物質(Annex II)修正委任指令

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015L0863&rid=1>

※REACH規則 SVHC: <http://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table>

※REACH規則 制限物質(Annex XVII)他:

<http://echa.europa.eu/web/guest/regulations/reach/legislation>

## 1. グリーン調達目的

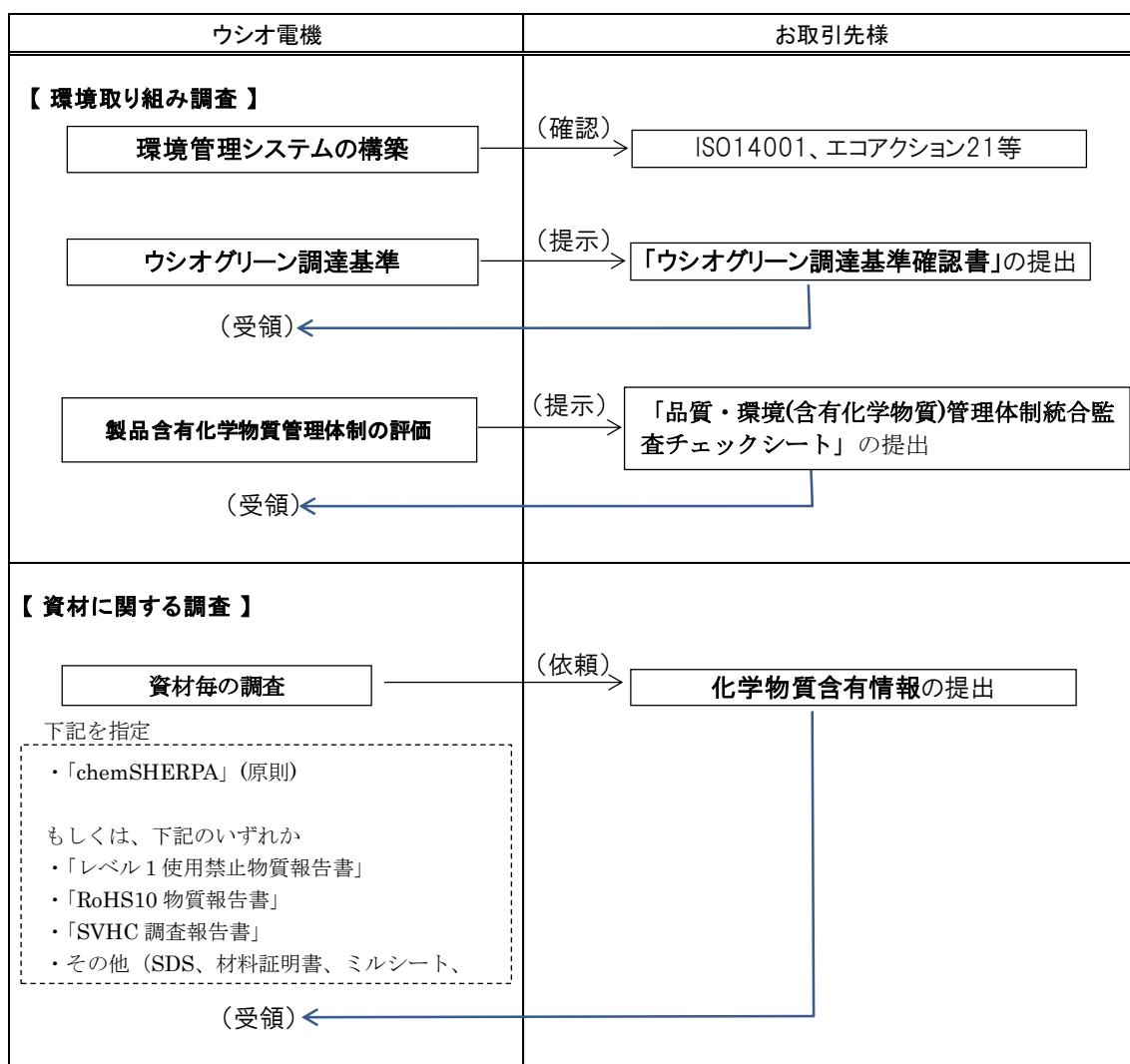
ウシオ電機は、環境保全活動の維持・向上を進めることにより、地球・社会・顧客の要望に配慮・対応した事業活動を通じて社会的責任を果たすという環境基本方針の下に、資材の購買活動に対する指針として「グリーン調達基準」を作成しました。今後、この基準に適合した資材の調達を推進していきます。お取引先様と共同でグリーン調達を推進してまいりますので、ご支援・ご協力をお願いします。

## 2. 適用範囲

- (1) ウシオ電機の製品を構成する資材〔部品、半製品（組立品、ユニット品）、原材料、包装材料、取扱説明書〕を適用対象とします。
- (2) 製造工程中で、製品構成資材に直接接触するもの、あるいは洗浄等で使用され資材に残留する可能性のある物質も同様な扱いとします。

## 3. ウシオグリーン調達の概要

ウシオグリーン調達は下図に基づき運用いたします。



## 4. グリーン調達基準の実施要領

### 4-1. 環境取り組み調査

#### (1) 環境管理システムの構築

ウシオ電機はお取引先様に対し、法規制順守はもとより、環境管理システムの構築 (ISO14001、エコアクション 21 等) を確認いたします。

#### (2) 「ウシオ グリーン調達基準確認書」のご提出について

グリーン調達基準についてご確認頂き、それを順守頂くことについて、既存のお取引先様で取引基本契約書が旧版の場合 (第 37 条「環境管理」がない場合)、「ウシオ グリーン調達基準確認書」 (付表 5) の提出を求められることがあります。

#### (3) 製品含有化学物質管理体制の評価

「品質・環境(含有化学物質)管理体制統合監査チェックシート」 (付表 1) 等によりお取引先様の評価を行います。

実施時期	内容
新規取引の場合	お取引を開始するとき
お取引先様変更時	お取引先様の運営体制を変更されたとき
その他	不適合発生など環境管理体制が十分でない当社が判断した時

※ 必要に応じ再調査あるいは環境監査(現地確認)をさせていただく場合があります。基準点に満たない場合は、改善を要請いたします。

### 4-2. 資材に関する調査

納入頂く資材の化学物質含有情報は、原則下記の chemSHERPA にてご提出ください。

#### ・「chemSHERPA」

※アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP) が提供しています。

右の URL から入手できます。( <https://chemsherpa.net/tool> )

弊社製品群によってはchemSHERPA以外のフォーマットでの提出をお願いする場合があります。

- ① レベル1使用禁止物質の報告書：「レベル1 使用禁止物質報告書」 (付表 2)
- ② RoHS：「RoHS10物質報告書」 (付表 3)
- ③ SVHC：「SVHC調査報告書」 (付表 4)
- ④ その他 (SDS、材料証明書、ミルシート、ICPデータ等)

注：ウシオは調査対象物質をレベル1 使用禁止物質、レベル2 管理物質に分類し管理しています。

詳しくは、「化学物質レベル分類表」 (別冊 1) を参照ください。

実施時期	内容
新規資材	仕様書取り交し時 (もしくは 発注に先立ち調査を依頼した時)
設計変更	当社、若しくは お取引様で 仕様を変更する時
基準の改定時	基準が改訂になり、当社より 調査依頼を行う時

## 5. 付則

- ご提供頂く情報で貴社ノウハウ・機密事項に関する内容があればその旨を明示ください。
- ご提出頂いた記入結果やその他の資料は当社内で使用し、貴社ノウハウ・機密事項情報に関して互いに取り決めた場合を除き、あるいは公的機関から提出を求められた時を除き外部に公表することはありません。
- 本基準はJAMPガイドラインに準拠しています。各ガイドライン改定等、社会状況の変化に応じて改訂します。
- 本基準は、予告なく改訂する場合があります。最新の基準は、弊社ホームページを参照願います。
- 法令など変更や顧客要求に応じてフォーマットを別途指定し調査することがありますのでご協力をお願いいたします。

改訂履歴

No.	改訂年月	改訂内容
第1版	2006年12月	初版制定
第2版	2010年 3月	法規制の変化に対応し、新たに PFOS(パーフルオロオクタンスルホン酸)・ベンゾトリアゾール(化審法) などの化学物質の追加を行ない、さらに欧州REACH規制のSVHC(高懸念物質)の化学物質を調査対象化学物質として追加した。 調査の共通性、利便性のためにグリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)及びアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)の調査フォーマットを採用した。  6. 資材に関する調査と認定において、 (1) 含有禁止化学物質の不使用保証書を改訂 (2) 化学物質含有量調査票を変更 別冊1 化学物質管理レベル分類表をVer.4からVer.5に改訂
第3版	2012年 4月	調査フォーマットの統合。(従来の化学物質調査票とJGPフォーマットをAISに統一した。) フォーマットに示す版数削除。(最新版はHPを御確認ください。) 別冊1 化学物質管理レベル分類表をVer.5からVer.6に改訂
第4版	2014年12月	9. 調査実施時期について、実施時期を見直し。 10. 附則に、本基準の改定、フォーマットを別途指定する場合について追記。
第5版	2017年12月	AISからchemSHERPAへ切り替え。 関連する記述を書き換え。
第6版	2018年4月	製品群によってchemSHERPA以外のフォーマットを可とする。
第7版	2018年10月	RoHS規制物質にフタル酸を追加した(RoHS10)。 ・RoHS10物質用に調査フォーマットを改訂。 付表1を「品質・環境(含有化学物質)管理体制統合監査チェックシート」に改訂。
第8版	2019年12月	・4-1(2)「ウシオ グリーン調達基準確認書」の提出条件を追記 ・PFOA規制等により「化学物質管理レベル分類表」をVer.8からVer.9へ改定 ・「レベル1使用禁止物質報告書」、「RoHS10物質報告書」を改訂 ・「chemSHERPA作成要領」削除。
第9版	2021年12月	・TSCA ならびにEU REACHにPFCAsを禁止物質に追加等により「化学物質管理レベル分類表」をVer.9からVer.10へ改訂 ・禁止物質追加により「レベル1使用禁止物質報告書」に改訂
第10版	2023年3月	・PFHxSならびにMOAH,MOSHの禁止物質追加等により「化学物質管理レベル分類表」をVer.10からVer.11へ改訂 ・禁止物質追加により「レベル1使用禁止物質報告書」(Ver.11)に改訂
第11版	2024年2月	・デクロンプラス、UV-328の禁止物質追加等により「化学物質管理レベル分類表」をVer.11からVer.12へ改訂 ・禁止物質追加により「レベル1使用禁止物質報告書」(Ver.12)に改訂

# USHIO

グリーン調達基準書 第11版  
発行：ウシオ電機株式会社